

令和7年第3回大玉村議会定例会会議録

第12日 令和7年9月19日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶 賢一	2番 館 下 憲一	3番 渡邊 初治
4番 菅原 貴子	5番 渡邊 啓子	6番 斎藤 信一
7番 松本 昇	8番 本多 保夫	9番 佐原 佐百合
10番 須藤 軍蔵	11番 武田 悅子	12番 押山 義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山 利一	副村長	武田 正男
教育長	渡辺 敏弘	総務部長	橋本 哲夫
住民福祉部長兼 福社課長	安田 春好	産業建設部長	渡辺 雅彦
教育部長	後藤 隆	総務課長	鈴木 真一
企画財政課長	渡辺 一樹	税務課長	三瓶 隆弘
住民生活課長	安田 敏	保健課長	町田 弘江
産業課長	藤田 良男	建設課長	遠藤 義紀
参考事務 都市計画課長	杉原 仁	参考事務 上下水道課長	伊藤 寿夫
会計管理 者兼出納室長	菊地 美和	教育総務課長	鈴木 裕也
生涯学習課長	田辺 将裕	農業委員会長	佐藤 雅俊
代表監査委員	甲野藤 健一		

4. 本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・表決

議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第65号 大玉村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 大玉村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 令和7年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 76 号 令和 7 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 77 号 令和 7 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
議案第 78 号 令和 7 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第 79 号 令和 7 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 80 号 令和 7 年度大玉村水道事業会計補正予算について
議案第 81 号 令和 7 年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について
議案第 82 号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第 83 号 大玉村教育委員会委員の任命について

委員会付託事件（令和 6 年度歳入歳出決算認定議案）の委員長審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第 67 号から議案第 74 号まで

- ①議案第 67 号 令和 6 年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について
- ②議案第 68 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ③議案第 69 号 令和 6 年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- ④議案第 70 号 令和 6 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑤議案第 71 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑥議案第 72 号 令和 6 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑦議案第 73 号 令和 6 年度大玉村水道事業会計決算認定について
- ⑧議案第 74 号 令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計決算認定について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

陳情第 2 号 米の安定供給等を求める陳情書

陳情第 3 号 「食料自給率向上都市宣言」を求める陳情書

陳情第 4 号 防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書 2024」
の小学校への直接送付をやめることを求める陳情書

閉会中の継続調査申出について

（1）議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第 6 号 米の安定供給等を求める意見書について

議員派遣の件について

閉会中の継続調査申出について

（1）総務文教常任委員会

（2）産業厚生常任委員会

（3）議会運営委員会

5．本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

会議の経過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に、柳田朔さんがお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第64号「大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第65号「大玉村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第66号「大玉村火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、議案第75号「令和7年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 何点かお尋ねをしたいと思います。

補正予算書の30ページの民生費の児童手当等の交付金の返還金878万円、この返還という意味の内容についてお尋ねをします。

それから、32ページの衛生費、健康管理システムの改修業務委託料50万円。改修ということだから、壊れちゃったんだか何だか、その中身。

それから、38ページの農林水産業費で、農業系の汚染廃棄物等の処理事務委託、原発事故の当時はさかんにこの項目あったんですけども、15年目が経過しようとしている中でのこれらの中身についてはどのような中身になっているかということについて、お尋ねをします。

それから、46ページで、常備消防関係の広域消防の負担金の割合等々については、これまで説明をいただきましたので分かりますが、その負担割合、それから今後はそれで決まってずっといくと思うんですけども、今回に限っては紙で、ページで必要だなと思うんですけども、やってもらえた、そのように。こういうようなのを見たりなんだりするのでは、あまり俺信用していないんで、紙できればお願いしたいと。

取りあえず、そこまでお願いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

31ページになります。

款3民生費の児童福祉費、児童措置費に記載しております事項①児童手当支給に要する経費、こちらに計上されております節22償還金、利子及び割引料、こちらにございます児童手当等交付金返還金の内容でございますが、こちらにつきましては、昨年10月に児童手当の制度が改正されました。これに伴いまして、支給対象が中学生から高校生まで拡大されたこと、それから所得制限が撤廃されたこと、こういったこ

となどによりまして支給額が増加することを見込み、概算請求を行った結果、精算により返還金が生じたというものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 保健課長。

○保健課長（町田弘江） 10番議員さんにお答えいたします。

33ページの衛生費、保健衛生費総務費②の保健衛生共通事務に要する経費の中にはあります委託料、健康管理システム改修業務委託料についてご説明いたします。

こちらは、国のデータ標準レイアウト改版に伴うシステム改修ということで、主な内容としては、妊婦のための支援給付事業の中で自治体間情報連携が必要になりますので、それに対応するためのシステムの改修となっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

38ページ、6、1、3の⑦農業系除染対策等に要する経費の、こちらなぜ今頃、こういった除染を対象とするものが出てきたかということでございますが、ちょうど1年くらい前に、浅川町の畜産農家で基準値を超える稻わらを牛に食べさせたというような、そういったことがございました。そちらについて、県のほうで一斉に、県のほうで持っているデータで未確定などを全て各市町村に照会がありました。

そのとき、村にもありますて、1件だけ村でデータをそちらを承知していないものがございましたので、それについて調べたところ、やはり村の畜産農家の方のお一人が、当時の事故災当時の稻わらについて、処分を県の県酪のほうに相談しましたところ、県の畜産施設のところにじゃ置いてもいいよというところで、村ではなくて県のほうで管理していた分がありました、それが村と共有ができないまま、県のほうですっとしばらくは管理していたんですが、それが忘れられて、データだけが後で残って、去年発覚しまして、今年度からそちらを保管、また最終的には処分するというような方向で、今、これを保管業務のほうをしているところでございます。

そして、こちらについてですが、こちらが今ある場所というのが村内ではなく村外の施設でございますが、こちら、そのある市町村ではなくて畜産業を営んでいる人、いわゆる属地ではなく属人によるものでございますので、今回、大玉村村外にある施設での処分管理ということになりますが、こちら村でこれを業務を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田 敏） 10番議員さんにお答えいたします。

補正予算書46ページ、款目9、1、1常備消防費の中の安達地方広域行政組合消防費負担金、こちら令和7年度から新しい負担割合になりますて、その内容についての紙ベースでの資料が欲しいということでしたので、準備しまして後ほどお渡ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。

別件で、43ページの土木費、都市計画総務費、委託料関係、記載されているとおり大きな5項目の業務というものが上げられているわけでありますが、これらの業務はやみくもに進めるわけにいかないんで、一定の面積なり場所なりというのは当然定めていると思うんですが、しかも不動産鑑定をこれからかけてということですから、それを受けた単価がどうのこうのという話になっていくんだと思うんですけれども、それらを進める上での事業の基本的な進め方なり、あるいは手順というものについてはどのように考えているかお尋ねをいたします。

それから、先ほどの農業系の汚染廃棄物の件ですが、分かりました。分かりましたが、これいわゆる放射性物質なので、村では仕事はやるんですけども、経費については当然出てくるんだよね。そこを確認しておきたいと。その2点、お願いします。

○議長（押山義則） 都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（杉原 仁） 10番議員さんにお答えいたします。

45ページ、工業団地に関する業務委託、また地域振興施設整備に関する業務委託のご質問でございます。

まず、村ではスマートインターチェンジの開設とともに、村内における働く場の確保、そしてにぎわいの創出は、今後の自立と発展に欠かせないものと考えております。このようなことから、工業集積拠点の形成と地域振興拠点の形成に関する予算を記載のとおり計上させていただいたものでございます。

それで、進め方でございますが、工業団地につきましては、今年度中に基本計画の策定を予定します。この基本計画策定業務の中で、基本設計も含めた形で作成したいと考えております。あわせて、工業団地への誘致パンフレットや誘致の動画作成も行っていきたいと。これらの成果を基に、来年度早々から企業誘致、企業募集に入っていきたいと考えております。

当然のことながら、地権者との合意形成は、何よりもその前に重要なことになってまいります。既に、地権者27名とは個別に対面で説明を行っておりまして、工業団地というその方向性については賛同を得ておるところでございます。今後は、基本設計がある程度見えてきた段階で、再度、地権者の皆さんに丁寧に説明を行いたいと考えてございます。

続きまして、地域振興施設でございます。こちらは、あだたらの里直売所、ふれあい広場、その周辺を含めて地域振興拠点の形成を図ってにぎわいを創設するといった計画を、この基本計画の中でつくりたいと考えてございます。

方式等でございますが、進め方でございますが、当然、業務後にいろいろ受注業者等決めていく形にはなろうかと思いますが、進め方では、まず勉強会、ワークショップを3回程度開催したい。また、企業、団体、さらには個人へのアプローチを図って、民間活力の可能性も検討していきたい。具体的にはサウンディング、市場調査ですかヒアリングなどを行いまして、最終的には具体案、基本計画平面図、イメージパー

ソナルをこの業務で成果として得ていきたいと考えてございます。

その後の予定につきましては、概算事業費も検討しますが、村の財政計画等もありますので、しっかり成果を踏まえつつ、以降の年次計画を立てていくという考え方であります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

38ページ、農業系汚染廃棄物の、こちらの経費の件でございますが、こちらにつきましては従来と同様、100%補助金で賄うものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。2番。

○2番（館下憲一） 27ページ、民生費、社会福祉費の障がい者福祉の中の③の委託料の中に、WEL+システム改修ということで記載がございますが、これらの内容をお聞かせいただきたいと思います。

それから31ページ、児童福祉費の児童福祉施設費、子育て支援センターの関係でございます。こちら委託料を減額ということで、それぞれこれ事業が進んでいるのかなと思うんですが、検討委員会の中でも、最後の委託の段階で業者の方の考えだけで終わってしまうというようなパターンが村の中では何件かあったのかなということで、最後の会議のときに、設計の段階にもぜひ検討委員会のメンバーでいろいろご意見なりを出してみたいというようなことで、押山村政が目指す村民に一番近い村政につながるのかなと思いますので、その辺の取組の考え方をお聞かせください。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 2番議員さんにお答えをいたします。

3民生費、社会福祉費、障がい者福祉費に記載がございます事項③障害者総合支援法に要する経費、こちらの12委託料に記載ございます就労選択支援創設に伴うWEL+システム改修業務委託料、これの中身でございます。

これにつきましては、障害福祉事務の請求事務、それから業務管理を行う従来の総合支援システムから国が示す標準化システム、こちらに移行したことによりますシステムの名称、それから内容が変更となったというものでございまして、従来の障害福祉事務を取り扱うシステムとなってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 2番議員さんに対してお答えをいたします。

31ページ、子育て支援センターの件なんですが、今現在、建築設計、土木設計、こちらの業務委託を発注しまして、ただいま建設予定地の地質調査が終わった段階でございます。

それで、今、意図伝達業務委託の契約を締結しておりますが、昨年までにワークショップ、こちらのほうを開催しまして、そちらの意見を基に基本設計のほうを策定い

たしております。その基本設計を策定しました業者と意図伝達業務を締結しておりますので、こちらの意見をふんだんに取り入れながら、あと皆様の意見を参考に取り入れた、そちらの建築業務、建築設計を今現在進めているところでございます。

従来の検討委員会のメンバーもということなんですが、月1回工程会議がございますので、そちらの中で話を出して、検討委員会のメンバーも今後1回、2回、会議の中に会議とは別にちょっとした打合せ程度、そういうった場所を設けていけるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。9番。

○9番（佐原佐百合） 21ページ、2、1、6、⑦再エネアグリプロジェクト事業に要する経費の中の原材料費、苗木、これかなと想像はつくんですが、その種類と、今後その苗木をどのようにしていくのか、今後の予定、あと管理も含めてお伺いいたします。

それから、23ページ、2、1、11、国内外交流費の②台湾交流事業に要する経費、毎回課題にはなっていると思うんですけども、今年も中学生を全員、39名台湾のほうに派遣するようですが、今回の中学2年生、人数が少ないので半数近くが行くと思うんです。何を言いたいか。今度逆に、その前に台湾の子たちが来ると思うんですけども、その際のホストファミリーの受け入れ状況ですね、今年度の。毎年課題になっているんですが、ここを何とか、強制はできないんでしょうけれども、せっかく行った子どもたち同士が交流できるような感じで、ホストファミリーの募集をどういうふうにやっていくのか、現状と、今後、あと少ししかないんですけども、本当に全員希望する者が行けていいのか、以前は抽選などもやっていたんですけども、その辺をお伺いいたします。

それから43ページ、7、1、3、観光費の③アットホームおおたま管理に要する経費、12委託料、指定管理業務委託料1,200万円。結論から言うと、この数字の根拠をお伺いします。

昨年2月の報告で、コンサルが入って、コンサルの報告を私たちも受けて約1年経過しているんですけども、その中のシナリオの中に、宿泊をやめて温泉の入浴のみで営業の場合は、今よりは改善されていて、売上げの200%になれば黒字になるという報告があったんですが、1年経過しているので、これはいつのめどの、黒字になっていくのはいつまでと見越しているのか、コンサルが考えていた入浴のみでやると黒字になっていく、そちらの考え方をお伺いいたします。

以上です。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9番議員さんに対してお答えいたします。

21ページ、2、1、6、⑦、再エネ関係ですが、こちらの苗木代30万円はピーカンナツと呼ばれるクルミ科の植物であります。こちら実生苗というのと接ぎ木苗というのがございまして、実生苗だと金額は安いんですが、実がなるまでに10年程

度要するということで、接ぎ木苗ですと1本2万数千円、こちらですと三、四年ほどで実がなり始めるということでございます。こちらクルミ科なんですが、秋に木から落下しまして、そちらクルミと違い、手で容易にむくことができる、クルミみたいな食感の食べ物でございます。

こちらの管理なんですが、こちら農業関係の地域おこし協力隊の方、こちら実生苗を買って育てているということでございますので、そちらのほうと連携をいたしながら、植える場所等を含めて今後、順次検討してまいりたいと思います。

今後の予定なんですが、そちらある程度、木が成長しまして実が取れるようになりますたらば、そちら地元にも飲食店ございますので、そちらのほうとうまく連携しながら活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 9番議員さんにお答えいたします。

補正予算書の23ページ、2、1、11の②台湾交流事業に要する経費の中の、まずホストファミリーの件でございます。

現在につきましては、今まで中学校にホストファミリーの募集をして、現在のところ2組の申込みがあったところでございます。あと、また村内全校にも募集をかけまして、こちらは今のところ1組の応募があったところでございます。合計すると今のところ3組でございます。

今年も12月に台湾の大竹國民中学校のほうから来日、来村される予定で、人数が今のところ30名程度ということですので、1軒で2人のお子さんを預かっていただいたとして、15組程度のホストファミリーを確保する必要があると考えております。まだ申込みが少ないものですから、今月の広報おおたまにて再度募集をかけたところでございます。

あと今後も、議員さんおっしゃったとおり「友好の翼」の参加者ですとか、昨年度実施しました「村民の翼」、これ大人の方が台湾に行ったやつですが、この参加者、またこれは毎年ですが、国内外交流協会の会員ですとか、場合によっては村の職員等声掛けをして、確保すべく努力してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、議員さんおっしゃったとおり、確かに行った子ども同士で交流ができれば一番いいんですが、募集の段階で受入れを条件に募集してしまうと、なかなか行ってくれる人が集まらない可能性もあるので、今のところはそういった条件はつけていないところでございます。あと、例えば保護者の考え方もございますし、住宅様式の変更ですか、あとは核家族化も進んでございますので、なかなか皆さんで受け入れていただくというような状況にないところでございます。

もちろん、課題として認識してございますので、ただ一方で、大玉村はホームステイの受入れですかホストファミリーの歴史が浅いといいますか、まだまだ村民の方々に理解周知されていない部分あるかと思いますので、今後も地道にそういったものの理解、周知活動を続けて、大玉村にホームステイの受入れ、ホストファミリー制

度の普及に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、全員行けてよいのか、過去には抽せんということございました。抽せんをしていた頃は、財源としてもともとふるさと創生1億円の基金を積み立てて、この果実というか利息で運用していた時期があったので、そういったところで財源の関係から抽せんということもございました。ただ、現在の場合は、ふるさと納税でいただいた基金を充当しておりますので、公平性ということもありますので、今のところは申込みいただいた子どもは全て行っていただくというような形を取ってございます。これは、できる限り続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 9番議員さんにお答えいたします。

43ページ、アットホーム指定管理料の件でございます。

こちらの根拠としましては、今年度末までの収支のほうを試算しまして、その結果、約1,300万円ほど不足してしまうというところが出まして、こちら1,200万円の指定管理料、こちらで何とか運営をしてほしいというところで今回計上したものでございます。

また、議員さんおっしゃるシナリオで、入浴に絞った場合で200%の利益があった場合は黒字に転じるということでございましたが、確かにそのシナリオではそうでございましたが、現状、前年比、入浴のほうは好調ではございまして、110%ということで推移してございますが、やはり200%には届かない。また、当初はこれ入浴だけに絞った場合のことでございまして、当初入浴だけにしたものから、もちろん休憩もやるし、宴会のほうも年度途中から始まりまして、現在は宴会のほうを中心になりましたので、スタッフのほうも入浴だけの場合と比べてやはり人員が必要というところで、なかなか黒字には転じていないというところでございます。

今後、黒字になるのはいつかということでございますが、現状、今年度まで宿泊、フルサービスをしていたときと同様な、例えば布団のリース料とかもかかってございます。また、今年度もやはり電気代、ガソリン、重油代、あと人件費のほうも、こちら単価のほうも上がってございますので、こちらについては今後どういった営業形態を持続するか、また追加視点からによっても変わってくると思いますので、今年度、来年度と見極めながら、黒字になれるような方策についても検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。8番。

○8番（本多保夫） 25ページ、民生費の中の18、かあちゃん弁当記念誌発行事業176万円なんですが、これは30周年を記念しているというのは分かりますけれども、本当にこの記念誌が必要なのかどうか、むしろその分の経費で100円でも200円でも安く弁当を配ったほうが喜ばれるんじゃないかと思いますが、その内容についてお伺いします。

それから、43ページ、商工費の中の14工事請負費、110万円、名倉山登山道手摺設置工事、この材料は何を使ってやるのか、あとメーター数、これをお願いします。

同じページの土木費の中で委託料、これ除雪委託料1,000万円、これは令和6年度大変大雪で困ったのは把握しておりますが、まず業者さんによっては掃く機種が違うので、狭かったり広かったりばらばらなんですね。それと、まず道路を知らないということ。掃かないところが何か所も出てきています。そういうのを防ぐためには、前もって勉強会等をやっているのかどうかをお伺いします。

あと、村でもグレーダーがあったはずなんですが、あのグレーダーが今どこにあるのか、これが記載されていませんが、参考のためにお聞きします。それをなぜ使わないのか。それをお願いいたします。

以上です。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 8番議員さんにお答えをいたします。

款3民生費、社会福祉総務費に計上されてございます事項③社会福祉協議会に要する経費の節18負担金、補助及び交付金に記載されてございます、かあちゃん弁当記念誌発行事業補助金でございますが、こちらにつきましては議員さんおっしゃるとおり、設立30周年を迎えたボランティア団体かあちゃん弁当の会の記念誌発行ということでございます。

これにつきまして、30年の長きにわたり高齢者に寄り添った活動を続けてこられたかあちゃん弁当の会のご努力に改めて敬意を表すとともに、この節目に記念誌を発行、作成、各家庭に配布し、その功績を後世に伝えていくものというものでございまして、そういう意味で必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

43ページの名倉山登山道のこちら手すりの件でございますが、こちら材質につきましてはステンレス等を考えてございます。ただ、費用を少し抑えるために、ほかのすずの単管等でできないかについても改めて検討しているところでございます。

また、メーター数でございますが、正確なメーター数は、どこからどこまでの範囲を含めるか、今こちらについても検討中でございますので、おおむね50メーター程度でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（遠藤義紀） 8番議員さんにお答えを申し上げます。

43ページ、8、2、2の12委託料、除雪委託料でございます。

議員さんおっしゃられました除雪の態勢ですか、機械もばらばら、道路もなかなか把握していないという件でございますが、現在、村内で建設業者が所有しております

機械とか、あと人に関しても数的な限界がございます。人に関しても、経験値というものから、ベテランの方が引退されて今、若い方にバトンタッチされているようなケースもございますので、今後どういった一番効率的な除雪方法になるか等々を検討する意味で、勉強会のほうを実施していきたいと考えてございます。

また、グレーダーにつきましてですが、現在、村内の建設業者の方に機械を置かせていただいている状況でございます。ただ、毎年車検費用とかにも経費が大分かかっておりまして、現在売却する方向で手続する予定でございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。7番。

○7番（松本 昇） 37ページの農業振興に要する共通経費ということで、米のブランド、これは大玉の米のブランド米は村内全農家の米が該当するのか、または中山間のほうは該当しないとか、平場だけとか、その判断というか、そういうあれはどうなっているのか。

あと、これ総務部の説明見ますと、保管庫、まあ冷蔵庫ですね、この大きさというか、どのくらいの、60キロなら60キロ、30キロなら30キロで何本くらい保管できるのか。これ、あとフォークリフトとかなんかとあれなんですが、これは毎年リースでやるんでしょうか。それとも1回あれしたらばまた返して、また再契約するんだか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 7番議員さんにお答えいたします。

37ページの米のブランド化関係でございます。

まず、ブランド米につきまして、全ての米が該当するかという件でございますが、今年度につきましては、ブランド米の中でも特にフラッグシップ米ということで基準を厳しくしたものでやってございますので、今現在全て該当するわけではなく、登録した方につきまして該当させている状態でございます。また、どこの地区でも大丈夫かということにつきましては、決められた基準で作っていただければ、それはもうどこの地区でもこれは大丈夫ということではございます。

また、保管庫につきまして、大きさでございますが、こちらおおむね10メートル掛ける7メートル、縦10メーター、横7メーターの大きさでございます。中に入る米袋の数でございますが、おおむね20トン、660本ほどが入るような設計で組んでございます。

また、あとフォークリフトの件でございますが、こちらはリースも考えたんですが、リースだと1日当たり2万円とかしてしまうので、こちらについては中古の良さげなものを見当つけまして、中古購入をしてそちらで運用していきたい、そういうふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。7番。

7番（松本 昇） 今、リースと聞いたんですけれども、毎年更新するんですか、それと

もそのまま置きっぱなしというか……。違う、保管庫。保管庫のですね。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 大変失礼いたしました。リースの件、保管庫につきましてはリースで導入いたします。こちらにつきましては単年度契約にはなりますが、ずっと継続してこちらリース契約をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） まず、27ページの3、1、2、障がい者福祉費の中の①障がい福祉計画等策定アンケート調査委託料というのが計上されておりますが、これは、アンケート調査はどのような形で誰に対してアンケートを行うのか。

次、その下の医療費助成オンライン資格確認連携機能導入支援等業務委託料、これ自体どのようなものなのか。

次に35ページ、4、1、2、②の妊産婦健康管理に要する経費の中の18負担金、補助及び交付金の中の妊産婦健康診査等交通費助成事業負担金と妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金、これの具体的な中身をお願いします。

次が39ページ、6、1、5、畜産費の中の②堆肥センターの運営に要する経費、今回も屋根の工事であるとか、攪拌機走行レール更新工事費等々計上されておりますが、堆肥センターそのものの老朽化というのがかなり進んでいて、毎年毎年、改修改修というふうに進んできているわけですが、堆肥センターの方向性、決算審査の中でもいろいろ伺ったんですけども、この方向性をどのように定めていくおつもりなのか。それはいつ頃までに、こういう方向性でやるんだよというのを決定されるのかについて伺いたいと思います。

41ページ、7、1、3、観光費の中の①観光の振興に要する経費の中で、農業研修受入れ農家謝礼というのがございますが、農業研修というのは、どなたがどういう農業研修をされるのかについて伺います。

53ページ、教育費の中の10、3、1、学校管理費の中の、今回、大玉中学校の校舎のLED照明工事費入っておりますが、ほかの学校もこういう形で、同じような形でLED化を進めるつもりなのかについて伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

補正予算書27ページ、款、民生費の障がい者福祉費の事項①職員人件費等、障がい者福祉に係る共通経費の節12委託料に計上されてございます障がい者福祉計画等策定アンケート調査委託料、こちらの中身でございますが、来年度、令和8年度で計画期間を満了する大玉村障がい福祉計画等に係るアンケート調査でございまして、調査対象につきましては、身体障害者手帳、それから療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方、また障がい福祉サービスを利用されている方を対象に、計画策定に当たっての障がい福祉の現状、それから課題を整理するためのアンケート調査ということで、全数調査約5,000件程度を予定しているところでございます。

次にその下、医療費助成オンライン資格確認連携機能導入支援等業務委託料、こちらの中身でございますが、これにつきましては国が開発したオンライン資格システム、こちらに連携するための機能を導入するためにシステム改修を行うといったものでございます。令和8年度中に全国規模で導入を目指しておりますが、国のシステムに連携することによりまして、マイナンバーカードを医療費助成の受給者証や診察券として利用することもできるといった中身でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 保健課長。

○保健課長（町田弘江） 11番議員さんにお答えいたします。

35ページ、4、1、2、②の18負担金、補助及び交付金の中にあります妊産婦健康診査等交通費助成事業負担金についてご説明申し上げます。

大玉村の妊産婦さんは、村外の産科医療機関のほうに、妊婦健診でしたり、あとは産後健診で通院が必要になるしかない状況でございます。その中で、健診や出産のための交通費の助成としまして、タクシー券またはガソリン券、電気自動車をお持ちの方の場合は村の商品券ということで、1,000円券を5枚つづりにして、1人当たり1万円の補助をする予定で計上しております。委託業者としては、村内でしたら村内で協力可能なガソリンスタンドさん、あとはタクシー会社ですと増子タクシーさんと中央タクシーさんのほうを予定しております。

もう一つの妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金についてなんですかけれども、こちらは里帰り等で自宅、実家のほうに帰られて、そこから出産だったりとか、あとは必要な健診を受けるに当たって、移動におよそ60分以上かかるような場所にお住いの方の場合は、タクシー代とあとはホテル等に宿泊される場合、あまりにも遠方で、病院の近くにお産近くなったら泊まりたいという場合には、宿泊者、妊婦さんとあと同行者に関する補助を出すような形を予定しております。

その助成額等については、補助金がございますけれども、その補助要綱の中で、タクシーでしたら実費額に0.8掛けしたものになります。あと宿泊費でしたら、村の旅費規程から2,000円を引いた金額で、要綱上は2週間程度を予定する感じで計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

39ページ、堆肥センターの関係でございます。

堆肥センター施設古くなっていることから、毎年のように改修工事等を行っているところでございますけれども、今のところ改修をしながら業務をしているところでございます。今後の方向性につきましては、今後、大玉村の畜産農家の数等を勘案しまして、どの程度の規模のものが必要なのかというところ、あと視察研修等も行う予定でございますので、そういうところを勉強しながら、どういった程度のものが必要なのか、ちょっと研究していきたいというふうに思ってございます。

あと、畜産農家の方からも、堆肥センターなくなってしまうとやめるほかないかななんていう声も聞いておりますので、その辺、畜産農家さんのご意見も聞きながら、今後いつ頃までということはちょっとここで明言できないんすけれども、取りあえずは改修等を行いながら続けていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

41ページ、7、1、3、①の観光の部分で、報償費、農業研修受入れ農家謝礼の部分でございますが、こちら対象となるものにつきましては、東京農業大学の学生ということでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木裕也） 11番議員さんにお答えいたします。

53ページでございます。

学校管理費の中の中学校の管理運営に要する経費の中の各学校のLEDの照明化、他の学校の今後の進め方というところでございます。

まず、大山小学校につきましては、昨日の議会等でご承認をいただいて、工事のほうを発注して、無事に今、進んでいるところでございます。

今回の中学校の照明のLED化につきましては、まず12の委託料というところで、管理監督業務、こういうものに対する業務委託、それから14の工事請負費ということで、こちらにつきましては校舎、それから体育館、そして武道館、こちらのほうのLED化を進めるというところで計上しております。

質問にあったとおり、玉井小学校のLED化の進め方というところでございますけれども、こちらにつきましては本年度の予算の平準化等を考慮しまして、企画財政課のほうと調整を進めて、近い年度、来年度以降で実施するというところで今、検討を進めております。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 1つ別な項目で、45ページの都市計画費、先ほど来、工業団地集積拠点のいろいろございましたが、今年度中に基本計画、基本設計をつくって、来年度には募集をしたいという先ほどのお話でしたが、これはそうすると工業団地として募集する段階では、村の土地として工業団地を造成するという認識でよろしいのかどうか伺います。

○議長（押山義則） 都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えします。

45ページ、工業団地への質問でございます。

まず、工業団地につきましては、約15.6ヘクタールを予定地として考えております。来年度早々、企業誘致募集等入っていきたいと。あくまでもオーダーメード方

式による団地造成を行っていくということでございます。企業が例えば1ヘクタール欲しいという形であれば、その1ヘクタール、企業と協議しながら造成を図っていくといったことでございます。今年度末または来年度早々までには、先ほどの地権者27名と停止条件付土地売買契約の締結に入っていきたいと考えてございます。

簡単に言いますと、企業が進出する場合は圃場を明け渡してくださいという契約でございます。企業が出ない状況であれば作っていただき構わないですよという、簡単に言うとそういった契約を来年度早々まで結び、その後、企業誘致募集に入していくといったものでございます。ですから、進出企業が出ましたならば、そこは村の土地として、例えば1ヘクタール希望であれば1ヘクタールを造成していくと、そういった形になります。あくまでオーダーメード方式の工業団地ということで考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） とすると、15. 6ヘクタールを予定する中で、企業が、ここ、ここ、ここという形で希望する場所を順次造っていくというか、そういう考え方でいいんですか。エリアの中の、この企業はここ、この企業はここ、この企業はここという形で企業が貼りついていくという考え方でいいんでしょうかね。

さっき、停止条件付土地売買契約と言ったんですか、その正式な名称をもう一回お願いしたいんですけども、全部貼りつかないで残ったところは、所有者がそのまま持っているという考え方でいいのかどうか。

○議長（押山義則） 都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

企業の進出に併せて順次造成していくという手法でございます。オーダーメード方式でございます。

今回補正で計上させていただきました基本計画、先ほど基本設計までつくるといいましたが、全体の計画を見据えて計画しておかなければ、例えば高さなんていうのはどこを頂点としてどこを流末としてという形を全体計画を立てておかなければ、個々の開発が不整合になってしまふというんでどうか、水が乗らないとかという形になることから、今回、全体計画、基本設計をつくると。当然、高さなんかもどこを頂点としてどこを流末という形になりますから、全体で見据えて調整池をどこに持っていくかとか、そういった土地利用計画図が今回出来上がると。その基本設計を基に、個々のオーダーに合わせて造成を図っていくというものです。

先ほどの名称でございますが、停止条件付土地売買契約を来年度早々までには地権者とまずは結んでいきたいと考えてございます。残った土地は当然、契約上、進出企業が現れたら明け渡してくださいという内容になりますので、当然、耕作していてもいいという、そういった土地となります。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今の件の関連だけれども、オーダーメード方式、誠に、俺はここだ、俺はここだという、全体の計画の中でそうだといふんだけれども、そればらばらいっただば、あちこち抜けて、その抜けた分は耕作していいといふんだけれども、うまく効率いい団地形成というのには支障は来さないのかな、きっちと全利用ができるような形に持っていくことができるのかな、虫食い状態にはならないということですか。そこら辺の確認をしたいと。

○議長（押山義則） 都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（杉原 仁） 10番議員さんにお答えいたします。

虫食い状態にならないかというご質問でございますが、まずは企業の受付に関して、そこから企業と協議に入っていくわけですが、やはり農振の解除の問題もあります。連担制という、その解除の1つルールもありますので、まずは連担を重視しながら企業と詰めていくといった形になろうかと思います。虫食い、そういった意味では連担制が保たれれば虫食いにならないのではといったところでございます。全体計画つくりますので、ここでの開発が順次行われたとしても全体的な調整は図られていくといったところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時15分といたします。

（午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第76号「令和7年度大玉村国民健康保険特別会計

補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、議案第77号「令和7年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第78号「令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第79号「令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第79号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第11、議案第80号「令和7年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第12、議案第81号「令和7年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。2番。

○2番（館下憲一） 最後のページ、161ページの支出のところで、施設修繕費用ということで245万円計上されていますが、これらの内容と、あと大玉の場合は多分該当がないのかなと思うんですが、大口径の下水道管はないと思うんですけれども、第1地区ですか、当初やった時の継ぎ手の関係なんかは、早く始まった関係で、後からのやつはマンホールにゴムがくっついていて、耐震のための装備になっているかと思うんですけれども、そういう古いやつの修理というか修正というか、そういうものも併せて、この修理の内容と併せてお聞かせ願います。

以上です。

○議長（押山義則） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（伊藤寿夫） 161ページの修繕費ですか、245万円の関係ですが、中身といたしましては、大山第一スクリーンの修繕で105万円、大山第一曝気沈砂、プロア修繕で50万円、移動脱水機汚泥吸い上げポンプ修繕で40万円、臨時修繕で1か所分を見込みまして50万円の中身となっております。

マンホールのゴム耐震等なんですが、農集排等、令和2年度に施設点検しておりますので、その時には指摘事項には上がっておりませんので、その辺もう一度中身確認いたしまして、問題はないということで担当は考えておりますが、再度中身を確認して、十分安全・安心な供給、施設の管理に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（押山義則） 日程第13、議案第82号「大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第14、議案第83号「大玉村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第83号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより資料を当局に配付させます。（資料 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

日程第15、議案第67号「令和6年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第74号「令和6年度大玉村農業集落排水事業会計決算認定について」までを一括議題といたします。

これより付託した決算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。2番。

○決算審査特別委員会委員長（館下憲一） 議長の命により、決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました令和6年度決算認定議案を審査するため、9月11日に議場において決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会を設置して審査することとしました。

9月18日には決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑を行いました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

まず、総務文教分科会について報告します。

総務文教分科会においては、9月12日、16日に第2委員会室において、全委員が出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長、総務課長、企画財政課長、税務課長、教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

総務文教分科会では、令和6年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入全般、歳出は総務部、出納室及び教育委員会の所管に関する決算並びに他の分科会の所管に属さない事項の決算について、令和6年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、令和6年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、総務部については、①情報発信の重要な役割を担う村公式ホームページが利用者の知りたい情報をすぐに得られるよう、さらなる充実を図られたい。②職員や税務等徴収嘱託員の納税相談などにより、引き続き村税等の収入未済額の解消に一層の創意工夫を図られたい。

教育部については、①平和教育推進事業について、平和の尊さや核兵器の悲惨さを学び、命の貴さを次世代に伝えていくために、報告会の内容を広く周知されるとともに、小中学生広島派遣事業の児童生徒を増やすよう努められたい。②登校できない小中学生が増加傾向にあるが、適応指導教室が一定の成果を上げている。4月から名称が変わった教育支援センターにおいて、寄り添った支援の充実を図られたい。

以上のことをつけ加え、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

次に、産業厚生分科会について報告します。

産業厚生分科会においては、令和6年度決算認定議案を審査するため、9月12日、16日、17日に第1委員会室において、全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長兼福祉課長、保健課長、住民生活課長、産業建設部長、産業課長、建設課長、都市計画課長、上下水道課長、農業委員会事務局長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

産業厚生分科会では、令和6年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する決算、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和6年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、令和6年度大玉村水道事業会計決算認定について、令和6年度大玉村農業集落排水事業会計決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、住民福祉部については、①数種類のハザードマップを1つにし、より利用しやすいハザードマップにできないか検討を進められたい。また、いつ起こるか分

からない災害に備えるため、それぞれの地域での自主防災組織の立ち上げ支援をより充実されたい。②検診率の向上を図るための取組を進めるとともに、人間ドック及びP E Tがん検診の受診年齢を見直し、受診機会の拡大を図り、健康長寿の村づくりに努められたい。また、介護予防や認知症予防など高齢者支援の充実に努められたい。

産業建設部については、①村の基幹産業である農業では、ブランド米の拡大を図るとともに、農業後継者の育成に努められたい。また、様々な機会を捉え村の魅力を内外に発信し、交流人口、関係人口の拡大に努力されたい。②スマートインターチェンジの事業化を見据え、工業集積拠点や直売所周辺の再整備など、新たな取組を積極的に進められたいとして、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これら報告を受け、各分科会座長に対し質疑を行いましたが、質疑はありませんでした。

以上、決算審査特別委員会において、慎重に審査した結果、付託された議案第67号から議案第74号までの令和6年度決算認定議案について、全委員一致をもって全議案とも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、決算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和7年9月19日

決算審査特別委員会委員長 館 下 憲 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、議会の運営に関する基準第97条の規定により、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしないことになっております。

質疑を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第16、議案第67号から議案第74号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第67号「令和6年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第68号「令和6年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第69号「令和6年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第70号「令和6年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第71号「令和6年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第72号「令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第73号「令和6年度大玉村水道事業会計決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第74号「令和6年度大玉村農業集落排水事業会計決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



○議長（押山義則） 日程第17、陳情第2号「米の安定供給等を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月8日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第2号「米の安定供給等を求める陳情書」を審査するため、9月8日午後1時30分より第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

米の安定供給のためには、消費者が安心して購入でき、生産者が安心して生産できる政策が必要であり、新規就農者を増やすには安定的な収入が保証できる環境を整備すべきであるなどの意見が出され、慎重に審議した結果、本陳情は全員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情の審査結果の報告いたします。

令和7年9月19日

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第2号「米の安定供給等を求める陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。



○議長（押山義則） 日程第18、陳情第3号「『食料自給率向上都市宣言』を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月8日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第3号「『食料自給率向上都市宣言』を求める陳情書」を審査するため、9月8日午後1時30分より第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

地産地消、すなわち地元で生産されたものを地元で消費する割合を増やすことで、食料自給率の向上が見込まれる。直売所や学校などでの農業体験などいろいろな取組を行うべきなどの意見が出され、慎重に審議した結果、本陳情は全員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情の審査結果の報告いたします。

令和7年9月19日

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第3号「『食料自給率向上都市宣言』を求める陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第19、陳情第4号「防衛省『まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書2024』の小学校への直接送付をやめることを求める陳情書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。9番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月8日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第4号

「防衛省『まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書2024』の小学校への直接送付をやめることを求める陳情書」を審査するため、9月8日午後1時30分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため教育部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果の報告といたします。

令和7年9月19日

総務文教常任委員会委員長 佐原 佐百合

大玉村議会議長 押山 義則 殿

○議長（押山義則） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第4号「防衛省『まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書2024』の小学校への直接送付をやめることを求める陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第6号「米の安定供給等を求める意見書について」、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第6号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第6号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第1 議員発議第6号「米の安定供給等を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。3番。

○3番（渡邊初治） 議員発議第6号「米の安定供給等を求める意見書について」
地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月19日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 渡 邊 初 治

賛成者 大玉村議会議員 本 多 保 夫

提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣

米の安定供給等を求める意見書（案）

政府は、米の価格上昇を巡り需要に対して生産が不足していたことが要因だったとする検証結果をまとめました。国はコメ不足を認め、コメの増産に踏み切ることを表明しましたが、その具体的な施策は農地集積による大規模化やスマート農業の推進など従来の政策の延長を述べるだけで、米農家が安心して増産に踏み切れるものとなっていません。また、増産し余ったコメの出口は輸出の抜本的な拡大と言うだけでは、農家は安心して増産に踏み出すことはできません。

気候危機の深刻化が進む中、農家は今年産のコメの出来を心配し、同時に価格下落への不安も広がっています。生産者に需給調整を迫った国の政策、減反の押し付けや低米価政策を行ってきたことにより、コメをつくりたくてもつくれない、コメをつくり続けることができない、後継者がいないなど2000年代から米農家は120万戸以上が減少しています。消費者は「安心して日本の米が食べ続けられる」、農家は「安心して米をつくり続けられる」、食糧政策の実現が求められています。

米の減産策から増産策に転換し、農家が意欲を持って生産できるようにセーフティーネットとして価格保障・所得補償政策を行い、他に耕作放棄地の復田、新規就農者支援拡充など抜本的な政策転換に国が踏み出すときです。農家の収入を支え、国民の食を守る政策が求められています。よって、以下の事項を強く要請します。

記

1. 減反の押し付けや低米価政策を改め、コメを増産し、国を挙げて十分な備蓄を確保すること。

2. 農家が安心してコメを生産し、国民に安定供給できるよう農産物の価格保障、所得補償政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月19日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山義則

○議長（押山義則） 議員発議第6号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第6号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 追加日程第3、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、おのおの記載の事件の調査について及び議会運営委員長から所掌事務調査について、会議規則第75条の規定に基づき、お手元にお配りいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続

調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第3回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後0時01分)